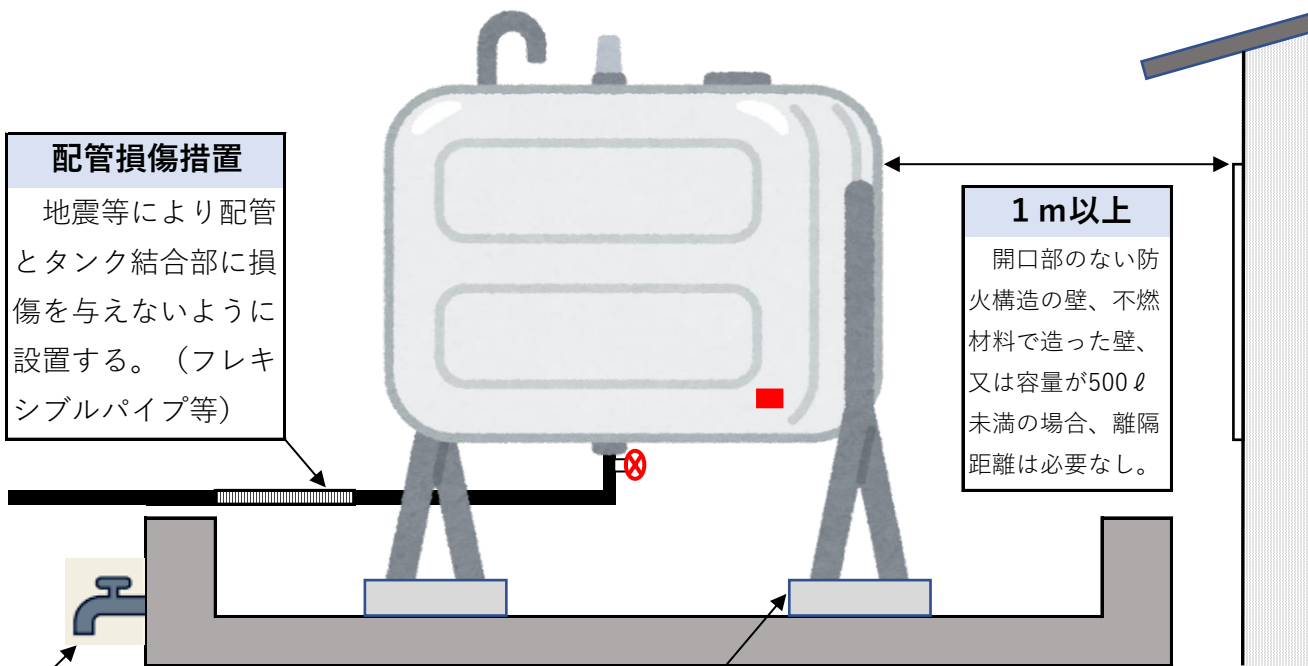


ホームタンク（灯油200ℓ以上 1,000ℓ未満）の条例規制

届出
事業所は200ℓ以上で消防署へ届出が必要。



配管損傷措置
地震等により配管とタンク結合部に損傷を与えないように設置する。（フレキシブルパイプ等）

1 m以上
開口部のない防火構造の壁、不燃材料で造った壁、又は容量が500ℓ未満の場合、離隔距離は必要なし。

水抜口
滞水を排出するため水抜口を設け開閉弁を囲いの外部に設ける。

転倒防止措置
地震等により容易に転倒又は落下しないように設ける。

標識・掲示板
※例図は横書きだが、縦書きでもよい。

少量危険物貯蔵取扱所	地—白色 文字—黒色
寸法 30cm以上×60cm以上	

第4類 品名 第2石油類 灯油 最大数量 490ℓ	地—白色 文字—黒色
寸法 30cm以上×60cm以上	

火気厳禁	地—赤色 文字—白色
寸法 25cm以上×50cm以上	

流出防止措置
囲いは当該タンクの最大容量以上を収納できる容量とし、囲いの高さは問わない。
囲いは、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、鉄板等の金属製その他の不燃性の素材で造られたものとする。 (*土造のものは推奨しない。)

屋外に複数のタンクを設ける場合
タンク間の距離を1 m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所、取扱い場所とすることができる。

屋内にタンクを設ける場合
壁、柱、床及び天井は不燃材料で造られ、又は覆われたものであること等の基準に従い設置しなければならない。